

申請枠区分

緊急枠

申請ステータス

年度年度回数回/次

2025 年1次

申請書SharePoint

団体情報から転記

団体WEBサイト

https://kyojushien.net/

設立年月日

2017/02/18

職員・従業員数

5

常勤職員・従業員数

1

有給_常勤職員・従業員数無給_常勤職員・従業員数

1

非常勤職員・従業員数

4

有給_非常勤職員・従業員数無給_非常勤職員・従業員数

2

2

事務局体制の備考

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

個別相談を実施しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人居住支援全国ネットワーク

団体代表者 役職・氏名

代表理事 芝田 淳

分類

法人番号

3340005008794

団体コード

申請団体の住所

鹿児島県鹿児島市下荒田4丁目30番5号 プレジデント下荒田403号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

宮城県仙台市青葉区二日町4-26リパティール・ハイツ二日町102

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、測定の実行等が行われることとなっても、異議は 切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出（事業計画書転記部分）

事業名

国外活動の有無

－

不動産購入の有無

あり

令和6年能登半島地震の被災地への住民帰還対策緊急プロジェクト

事業名（formbridge入力用）

令和6年能登半島地震の被災地への住民帰還対策緊急プロジェクト

事業の種類（formbridge入力用）

事業の種類1

事業の種類2

事業の種類3

事業の種類4

支援内容分野1

支援内容分野2

支援内容分野3

支援内容分野4

支援の分野_文字列表示

支援対象区分

団体の目的

当法人は、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うことで、社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。

団体の概要・活動・業務

全国各地で居住支援を提供している16団体と1個人が、居住支援の普及及び発展を目的とする事業を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行っている。2023年度には休眠預金活用事業の資金分配団体として、コロナ禍の住宅困窮者支援事業を実施した。現在は資金分配団体として2件の事業を展開し、実行団体による居住支援活動を通して、令和6年能登半島地震の被災地の復興に資する活動をしている。

事業概要

能登半島地震の被災地は今、復興が進むか、過疎化が急激に進むかの岐路に立たされています。それは仮設住宅に一時避難している被災者が2026年1月以降、順次退去期限を迎え、故郷に帰るか、別な場所で暮らすかの選択を迫られるからです。そのような状況の中で、多くの被災者が自宅再建の目途がつかず、故郷に戻りたくても住める家がない、福祉サービスが十分に受けられないという理由で、希望はあっても現実的に故郷に帰れない状況に陥っています。このままでは、被災地は急激に過疎化が進み衰退の一途を辿ることが目に見えています。これに対して、このプロジェクトでは以下の3つのアプローチで、仮設住宅を退去する被災者が故郷に戻れる選択肢を示します。

①故郷に戻りたい被災者への居住支援相談（住まい再建の相談支援と同時に、以下②③のいずれかを実施し故郷への帰還を促す）

②福祉サービス（介護・障害・保育の事業者）の再建支援、担い手向けの職住一体の住宅支援と緊急雇用促進事業

③一軒の戸建て住宅で、複数世帯がコミュニティを形成しながら共同生活できる居住空間などの提案

これらの活動を、事業実施地域の自治体の福祉部局や住宅部局、社会福祉協議会や地域支え合いセンター等と連携しながら実施できる実行団体を募り、地域のニーズに見合った居住支援活動を通して、被災地の復興を支援します。

（①～③の詳細は別紙事業計画補足資料のとおり）

事業実施体制

・実施体制・・・内部7名、外部2名

・マネジメント体制・・・代表理事 1名（責任者）、担当理事 3名（事業企画・PO統括・会計統括・連絡調整）

・経理体制・・・経理担当1名

・PO体制・・・PO主担 1名（正職員）、PO副担 1名（正職員）、PO補助 1名（業務委託）

・事業アドバイザー兼プログラムディレクター 1名（業務委託）

・事業実施及び伴走支援を支援いただく専門職（災害関係学識経験者・居住支援学識経験者・災害時居住支援実践者・建築士・税理士・弁護士ほか）

※POは、休眠預金のプログラムオフィサー経験者で知見を有する者を想定。

※POは、法人事務局員との兼務想定。本事業50%、その他50%ほどを想定。

休眠預金活用事業
 事業計画書

【2025年度緊急枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	令和6年能登半島地震の被災地への住民帰還対策緊急プロジェクト		
	事業名（副）			
	団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク	コンソーシアムの有無	なし
実行団体団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			

必須入力セル	任意入力セル
	申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
☐	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④働くことが困難な人への支援
☐	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	能登半島地震の被災地の復興支援 被災者の住まいの再建 福祉サービスへのアクセス確保

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	145/200字
当法人は、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うことで、社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
全国各地で居住支援を提供している16団体と1個人が、居住支援の普及及び発展を目的とする事業を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行っている。2023年度には休眠預金活用事業の資金分配団体として、コロナ禍の住宅困窮者支援事業を実施した。現在は資金分配団体として2件の事業を展開し、実行団体による居住支援活動を通して、令和6年能登半島地震の被災地の復興に資する活動をしている。	

II.事業概要

II.事業概要				国外活動の有無		－		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期		(開始)	2025/9/1	(終了)	2027/3/31	対象地域 令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨の被災6市町（輪島市、珠洲市、能登町、七尾市、志賀町、穴水町）		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		あり	
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目		【実行団体の支援対象者】 ・令和6年能登半島地震被災者のうち仮設住宅等に一時避難されている方で、故郷で住み続けることを希望する住民 ・被災地で継続的な地域生活をおくために、福祉サービス等が必要な方々、福祉サービスの担い手、被災地で働きたい方々や移住希望者 ・単独での自宅の再建が難しい被災者で、複数の世帯がコミュニティを築きながら共同生活を送ることを希望する住民					事業対象者人数 ※資金分配団体入力項目		能登半島地震の被災者 478人（内訳は以下のとおり） ・仮設住宅退去後の住まいの相談支援を受ける被災者：400世帯 ・被災地で新たに福祉サービスを受ける住民：60人（福祉施設3箇所） ・被災地で新規雇用される福祉の担い手：12人（福祉施設3箇所） ・コウハウジング等の入居者：6人（1箇所・3世帯入居）		
事業概要		595/600字 能登半島地震の被災地は今、復興が進むか、過疎化が急激に進むかの岐路に立たされています。 それは仮設住宅に一時避難している被災者が2026年1月以降、順次退去期限を迎え、故郷に帰るか、別な場所で暮らすかの選択を迫られるからです。そのような状況の中で、多くの被災者が自宅再建の目途がつかず、故郷に戻りたくても住める家がない、福祉サービスが十分に受けられないという理由で、希望はあっても現実的に故郷に帰れない状況に陥っています。このままでは、被災地は急激に過疎化が進み衰退の一途を辿ることが目に見えています。 これに対して、このプロジェクトでは以下の3つのアプローチで、仮設住宅を退去する被災者が故郷に戻れる選択肢を示します。 ①故郷に戻りたい被災者への居住支援相談（住まい再建の相談支援と同時に、以下②③のいずれかを実施し故郷への帰還を促す） ②福祉サービス（介護・障害・保育の事業者）の再建支援、担い手向けの職住一体の住宅支援と緊急雇用促進事業 ③一軒の戸建て住宅で、複数世帯がコミュニティを形成しながら共同生活できる居住空間などの提案 これらの活動を、事業実施地域の自治体の福祉部局や住宅部局、社会福祉協議会や地域支え合いセンター等と連携しながら実施できる実行団体を募り、地域のニーズに見合った居住支援活動を通して、被災地の復興を支援します。 （①～③の詳細は別紙事業計画補足資料のとおり）									

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	799/800字
令和7年5月末現在、能登半島地震の被災地では深刻な社会課題が3つ顕在化しています。 ①ライフラインが途絶した影響で仮設住宅に入居している「準半壊」や「一部損壊」判定の被災者が、自宅再建の見通しが立たないまま退去を求められています。また、被災6市町以外で賃貸住宅に住んでいた被災者も、2026年1月から順次仮設住宅の退去を迫られます。被災地では賃貸住宅がほとんど市場に流通していないことから、転居先が見つからずに不法占拠状態となるケースが多発し、社会問題化する恐れがあります。 ②被災6市町以外に広域避難した高齢者や子育て世帯が、故郷に戻りたくても福祉サービスの供給不足により帰還できないという問題があります。福祉事業者の施設が被災し、事業を再建したくてもそもそも住民がいるかどうか分からない状況で、福祉の担い手もないことが理由で、事業の再開を躊躇する状態が続いています。一方で、被災地で働きたい人がいても住める住宅がないため、働くことができないという負の循環に陥っており、福祉事業者の再建支援と担い手の確保を両輪で支援することが求められています。 ③被災地に求められる住まいの形態が変化しています。震災前は戸建ての立派な住宅に高齢者が1～2人で住む場合が多かったものの、震災後も同じ環境を求めると、自宅の修繕に多額の費用がかかり、単身の高齢者だけでそこに住むことは現実的ではありません。被災地に残された文化的な価値がある立派な住宅を、地域リソースとして活かし、複数の世帯がコミュニティを形成しながら、共同生活できるような共助型の居住空間をモデル化し、地域に広げていく取組みが必要となっています。 これらの問題に対して、「公費解体して何でも新しくつくる」のではなく、能登の文化を継承しながら故郷に再び住める環境を取り戻すため、空き家や被災家屋を活用して一体的に取り組むことが必要だと考えています。	
(2)緊急枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	185/200字
能登半島地震の被災地は今、復興が進むか、過疎化が急激に進むかのターニングポイントを迎えます。 多くの被災者が仮設住宅からの退去を求められる2026年1月以降、故郷に帰れる現実的な選択肢を示すことができないと、被災地は衰退の一途を辿ります。 2025年10月以降に緊急枠事業として、このプロジェクトを迅速に進めない限り、被災地の住民離れにブレーキをかけることはできません。	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
①仮設住宅を退去する被災者が、路頭に迷うことなく、故郷に帰るという選択肢を提供できている状態			・相談を受けられる被災者の数 ・相談の結果、退去後の不安が取り除かれた状態になった人数、又は故郷に帰るという選択肢が示された人数		・相談者数のカウント ・相談者へのアンケート		・相談者数：400人 ・アンケート：回答者の半数以上が肯定した状態		2027年3月末	
②被災地で失われた福祉サービスが復活し、高齢者や子育て世帯が故郷で生活できる基盤が整っている状態			・福祉施設の数 ・福祉サービスの利用者		福祉施設等のカウント		・福祉施設の数：3施設 ・福祉サービスの利用者：60人		2027年3月末	
②被災地で失われた福祉サービスが復活し、担い手が住まいに困ることなく雇用されている状態			・福祉サービスの就業者 ・住まいの提供を受けるの職員数		職員数等のカウント		・福祉サービスの就業者：12人 ・住まいの提供を受けるの職員数：12人		2027年3月末	
③被災地の戸建て住宅で、複数の世帯がコミュニティを形成しながら共同生活できるモデル住宅が地域に提案されている状態			・モデル住宅の数 ・入居世帯数の数		モデル住宅および入居世帯数のカウント		・モデル住宅の数：1つの住宅 ・入居世帯数の数：3世帯		2027年3月末	

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
①仮設住宅に入居する被災者に対して、退去後の住まいの相談支援を行う		相談を受けられる被災者の数	相談者数のカウント	400人 (1実行団体あたり100人)	2027年3月末
②被災地で失われた福祉サービスを再開または新規開所する（介護・障害・保育の事業所）		福祉施設の数 福祉サービスの利用者数	施設数のカウント 利用者数のカウント	2施設 60人（3施設の合計）	2027年3月末
②被災地で失われた福祉サービスで、新しい職員を雇用し、職住一体となった住まいの支援も行う		福祉サービスの就業者数 住まいの提供を受けるの職員数	就業者数のカウント 職員数のカウント	12人（3施設の合計） 12人（3施設の合計）	2027年3月末
③複数世帯がコミュニティを形成しながら共同生活できるモデル住宅が提案する		モデル住宅の数 入居世帯数の数	住宅数のカウント 入居世帯数のカウント	1つの住宅 3世帯	2027年3月末

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
被災地の行政機関や社会福祉協議会、地域支え合いセンター等との連携が図られ、実行団体が行う事業が地域に理解され円滑にできている状態。		・ 関係機関との連携会議回数	会議数のカウント	30回（1団体あたり10回）	2027年3月末
居住支援の専門家による伴走支援により、被災者への相談支援のスキルや意識が向上した状態。		・ 専門家との月次会議の回数 ・ 現地訪問による活動支援回数	会議数のカウント 訪問回数のカウント	42回（1団体あたり14回（定例会議12回・現地訪問2回））	2027年3月末

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
①仮設住宅に入居する被災者に対して、仮設退去後の住まいに関する相談支援を行うための資金支援を行う。 活動にあたっては災害ケースマネジメントの手法に基づき、土業との連携を行いながら専門的な相談支援を行うことを前提とする。 また、石川県が進める生活再建支援アドバイザーや地域支え合いセンターとの連携を図り、行政による被災者支援と足並みを合わせながら、関係者と協働して住まいの相談支援を展開する。	2025年9月頃～2027年3月
②被災地で失われた福祉サービスを再開または新規開所するための資金支援を行う。 対象となる事業は主に、介護サービスを行う施設、障害福祉サービスを行う施設、保育を行うための施設（多機能型事業所を含む）を想定する。 空き家や被災家屋、または自団体が所有する被災施設を活用して、事業を行う建物の購入や改修等を支援する。 なお、公費解体が進み、空き家等を活用することが難しい場合に限り、新築も可能とする。	2025年9月頃～2027年3月

195/200字

197/200字

②福祉サービスの担い手や移住希望者に対して、住まいの提供や住職一体の支援を提供するための資金支援を行う。 被災地での働き手や福祉の担い手が住まいの確保に困らないように社宅を確保する。または福祉事業所と宿舎が一体となった住職一体型のサービスを提供するための、住宅の賃貸・購入・改修費等を助成する。被災した自団体の施設を修繕する費用も対象とする。	2025年9月頃～2027年3月	171/200字
②開所した福祉サービスで新しい職員を雇用し、安定的に事業を運営するための雇用促進支援を行う。 被災地に多くの住民が帰還するまで、収支が不安定な状況が続くことが想定されるため、事業者が雇用を躊躇しないよう、新規雇用者の賃金の一部を助成する。その他、被災地で雇用が促進され、地域外からの働き手の流入を増加させるための様々なアイデアや取組みも支援する。	2025年9月頃～2027年3月	173/200字
③複数世帯がコミュニティを形成しながら共同生活するためのモデル住宅を提案するための資金支援を行う。 これを実現するため、被災した一戸建て住宅を賃貸・購入・改修する費用を助成する。 モデル住宅に実際に複数の世帯に入居していただき、被災地における新しい住まいの形態として提案し、発信するための広報等も行う。 上記以外でも、被災地における新しい住まいのあり方を提案するプランも対象とする。	2025年9月頃～2027年3月	191/200字

(3)-2活動:非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
活動地域の県庁や市町村の福祉部局、住宅部局、復興関係部局、社会福祉協議会、地域支え合いセンター、石川県生活再建支援アドバイザーなどとの連携体制を構築するためのコーディネート支援。	2026年2月頃～2027年2月	89/200字
災害ケースマネジメントに即した相談支援がなされるためのノウハウの提供、及びそれに関わる土業とのマッチング、専門家活用 of アドバイスなど。	2026年2月頃～2027年2月	67/200字
居住支援の専門家によるノウハウの提供や大規模災害への対応能力と意識向上のための伴走支援。	2026年2月頃～2027年2月	44/200字
実行団体同士の連携と協力関係のコーディネート支援、及び居住支援全国ネットワークの構成団体との意見交換等によるシナジー効果の創出。	2026年2月頃～2027年2月	64/200字
月次ミーティングによる進捗確認と事業がスムーズに展開されるための伴走支援。	2026年2月頃～2027年2月	37/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	4団体
(2) 1 実行団体当たり助成金額	1億円（建物の購入・改修・新築を含む） ※使途の内訳イメージは別紙の事業計画補足資料のとおり。
(3)案件発掘の工夫	当団体が休眠預金の資金分配団体として展開している２事業の中で、被災地の様々な支援団体や行政機関等と関係性を構築しており、そのネットワークを活用して広く実行団体にリーチすることができる。また、当団体の構成団体や全国の居住支援法人、不動産関係者など、居住支援や災害対応に関わるあらゆるプレイヤーに声をかけるを行う。
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	災害関係学識経験者・福祉学識経験者・災害対応現地実践者らを審査委員とし、第三者機関である助成審査委員会を設置します。一次審査では書類審査を行い、二次審査では面談による選考を行い、資金提供契約後、可及的迅速かつ確に当事業の目的を達成できる実行団体を選出します。

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成と各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部7名、外部2名 ・マネジメント体制・・・代表理事 1名（責任者）、担当理事 3名（事業企画・PO統括・会計統括・連絡調整） ・経理体制・・・経理担当1名 ・PO体制・・・PO主担 1名（正職員）、PO副担 1名（正職員）、PO補助 1名（業務委託） ・事業アドバイザー兼プログラムディレクター 1名（業務委託） ・事業実施及び伴走支援を支援いただく専門職（災害関係学識経験者・居住支援学識経験者・災害時居住支援実践者・建築士・税理士・弁護士ほか） ※POは、休眠預金のプログラムオフィサー経験者で知見を有する者を想定。 ※POは、法人事務局員との兼務想定。本事業50%、その他50%ほどを想定。
(2)他団体との連携体制	被災地における県庁および市町村の福祉部局、住宅部局、危機管理部局のほか、社会福祉協議会や地域支え合いセンター、石川県生活再建支援アドバイザー事業者と連携して、被災地のニーズに合った活動を展開できるよう連携した体制を構築します。また、各地域の居住支援協議会、弁護士会や各士業グループ、被災者に対する相談支援や福祉的支援を行っている団体に協力要請を行う予定です。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	整備済みのガバナンス・コンプライアンスに関する規定類を遵守し、不正行為、利益相反等を適切に管理する。

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①緊急枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	休眠預金事業2024年度緊急枠 休眠預金事業2024年度通常枠
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
・ 2021年度「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」（厚生労働省の生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業） ⇒全国6団体に対して総額19,451,000円の助成金を交付 ・ 2022年度「コロナ禍の住宅困窮者支援事業2」（休眠預金事業2022年度 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠） ※パブリックリソース財団とコンソーシアムで分配 ・ 2024年度「令和6年能登半島地震被災者を対象とする居住支援事業」（休眠預金事業2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠） ※現在進行中 ・ 2024年度「災害に備えた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業」（休眠預金事業2024年度通常枠） ※現在進行中			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	なし	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	なし
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			
2021～2022年度 「居住支援の発展に必要な政策や制度を実現する全国実践事業」福祉医療機構 2021年度 「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」厚生労働省 社会福祉推進事業 2021年度 「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」厚生労働省 民間団体活動助成事業 2020年度 「日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修の在り方に関する調査研究事業」厚生労働省 社会福祉推進事業 2019～2020年度 「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」赤い羽根福祉基金 など			

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度緊急枠	
事業期間		2025/09/01 ~ 2027/03/31		
資金分配団体	事業名	令和6年能登半島地震の被災地への住民帰還対策緊急プロジェクト		
	団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク		

	合計	
事業費		443,102,800
実行団体への助成		400,000,000
管理的経費		43,102,800
プログラムオフィサー関連経費		7,963,200
合計		451,066,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	413,461,426	29,641,374	443,102,800
実行団体への助成	400,000,000	0	400,000,000
—			
管理的経費	13,461,426	29,641,374	43,102,800

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	2,629,600	5,333,600	7,963,200
プログラム・オフィサー人件費等	1,839,600	3,153,600	4,993,200
その他経費	790,000	2,180,000	2,970,000

3. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C)	416,091,026	34,974,974	451,066,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		居住支援全国ネットワーク	
郵便番号		890-0056	
都道府県		鹿児島県	
市区町村		鹿児島市	
番地等		下荒田4丁目30番5号 プレジデント下荒田403号	
電話番号		099-800-4842	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://kyojushien.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2017/02/18	
法人格取得年月日		2017/11/28	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	シバタ ジュン
	氏名	芝田 淳
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	2
無給 [人]	2
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	17
団 thể正会員 [団体数]	17
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	1
ボランティア人数(前年度実績) [人]	1
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	13,631,055
助成した事業の実績内容	2021年度「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」（厚生労働省の生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業）6団体に分配

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	「居住支援の発展に必要な政策や制度を実現する全国実践事業」WAM 「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」厚生労働省 「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」赤い羽根福祉基金など

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

規程類確認書

申請団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク
申請事業名	令和6年能登半島地震の被災地への住民帰還対策緊急プロジェクト

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☒ いいえ ☐
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL: https://kyojushien.net/about/rules
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	倫理規程	
2	会員に関する規程	
3	社員総会運営規程	
4	理事会運営規則	
5	役員の報酬及び費用に関する規程	
6	役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則	
7	理事の職務権限規程	
8	監事監査規程	
9	事務局規程	
10	情報公開規程	
11	リスク管理規程	
12	公益通報者保護に関する規程	
13	コンプライアンス規程	
14	経理規程	
15	金銭出納規程	
16	文書管理規程	
17	利益相反管理規程	
18	給与規程	
19		
20		

一般社団法人居住支援全国ネットワーク定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人居住支援全国ネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 居住支援の普及及び発展を目的とする活動
- (2) 居住支援団体間の情報交換、交流及び相互啓発等の促進
- (3) 居住支援に関する研究及び調査
- (4) 居住支援に関する啓発
- (5) 一般的な独立した住居における生活が困難な方々に対して提供される一定の支援・サービス等をともしなう住居（サービス付き高齢者向け住宅や障害者向けのグループホームを含む、支援付き住居）の提供に関する研究及び調査
- (6) 身寄り問題（身寄りがない人または家族による支援が受けられない人が社会的に孤立し居住・医療・介護等の社会サービスから排除されるという社会問題）の解決を目的とする活動

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した居住支援を行う団体又は個人を社員とする。

2 団体が社員となるには、当法人の社員である2つ以上の団体からの推薦を受けたうえで当法人所定の様式による申込みをし、理事会の定めるところにより、代表理事の承認を得るものとする。

3 個人が社員となるには、理事会の定めるところにより、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 社員からの求めがあった場合、その財政状況を勘案し、理事会の決議により入会金及び会費を減免することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(6) 反社会勢力との関連が判明したとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。

ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、社員総会で決議するものとして、法令又は定款で定められた事項

(開催地)

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

ただし、理事会の決定により他の地で開催することができる。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議

長及び議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、代表理事を1名、事務局長理事を1名、事務局次長理事を1名以上とする。

3 理事会の決定により、本会の趣旨に賛同し協力する研究者・有識者・居住支援実践者等を顧問として、若干名選任することができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事会は、代表理事、事務局長理事、事務局次長理事を選任する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、

新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事等の職務権限)

第 23 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 代表理事及び理事は、毎事業年度ごとに 6 か月に 1 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬等)

第 25 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 32 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 解 散

(解散の事由)

第 33 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。

- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

(残余財産の処分)

第 33 条の 2 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 36 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の非分配）

第36条の2 この法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年12月31日までとする。

（設立時の役員）

第38条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	井上雅雄
設立時理事	芝田淳
設立時理事	立岡学
設立時理事	坂下美渉
設立時理事	滝脇憲
設立時理事	入江博孝

設立時理事	森松長生
設立時理事	中尾哲郎
設立時理事	岡田太造
設立時理事	石川久仁子
設立時理事	鶴田啓洋
設立時監事	永井一郎

(設立時代表理事)

第 39 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事	井上雅雄
---------	------

(設立時社員の名称及び住所)

第 40 条 当法人の設立時の社員の名称及び住所は、次のとおりである。

[Redacted]	
特定非営利活動法人	ワンファミリー仙台
[Redacted]	
[Redacted]	
一般社団法人パーソナルサポートセンター	

(法令の準拠)

第 41 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上